

日本消費者連盟  
「香害」担当 杉浦 陽子 様

令和元年7月23日付けの要望書に対する回答をお送りします。

御査収をお願いいたします。

[担当]

東京都教育庁総務部教育情報課  
課長代理（広聴担当） 利根川

郵便番号 163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03-5320-6733（ダイヤルイン）  
ファクシミリ 03-5388-1725

31教総情要第26号の2  
令和元年8月29日

特定非営利活動法人日本消費者連盟 御中  
特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 御中  
特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 御中  
認定非営利活動法人化学物質過敏症支援センター 御中  
香料自粛を求める会 御中  
日本消費者連盟関西グループ 御中  
反農薬東京グループ 御中

東京都教育庁総務部教育情報課長  
中 西 正 樹

「学校等における香料製品の使用自粛を求める要望書」に対する回答について

貴団体から令和元年7月23日付けで提出された「学校等における香料製品の使用自粛を求める要望書」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

1. 東京都のシックススクール対策は、「都立学校における室内化学物質対策の手引」に基づいて行われてきていますが、これは、建材・備品から発生するVOC対策が主眼であり、製品別の対策が必要なものとして挙げられている物は、床ワックス、害虫駆除剤、インク等にとどまっています。家庭から持ち込まれる香料製品由来の化学物質による、新たな室内空気汚染に対応するため、「手引」内の「製品別の対策」の項に、香料製品の問題点や健康影響について追記し、香料製品由来の化学物質の学校への持ち込みを防ぐ対策を講じるよう明記してください。

そして、東京都の各区市町村立小中学校における「室内化学物質対策マニュアル」にも、同様の記載措置をとるように、各区市町村教育委員会に呼び掛けてください。

(回答)

香りによる健康上の問題については、今後も国などから示される医学的見地からの情報を収集するとともに、学校現場からの報告などを踏まえ、対応を研究していきます。

(所管：都立学校教育部学校健康推進課、地域教育支援部義務教育課)

上記1が実現するまでの応急措置として以下の項目をすみやかに実行してください。

(1) 東京都内の公立（除く国立）学校において、香料その他の化学物質により、学校に行けない児童生徒数を把握するための実態調査を早急に行ってください。

実際に実態調査を行なっている自治体もあります。栃木県宇都宮市など。

平成25年度宇都宮市シックススクール問題対策マニュアル（改訂版）P21に健康管理カード掲載。

(2) 児童・生徒の化学物質過敏症の発症傾向を把握するための経年調査に着手してください。

消費者リポートNO.1613「子どもの香害」P1、囲み記事参照。

(回答：(1) 及び (2))

衣類から発する香りによって、具合が悪くなること等については、各学校において医学的見地の状況を踏まえ、校長、養護教諭、学校医等が必要に応じて個別に対応しています。これらの件について調査する予定はありません。

(所管：都立学校教育部学校健康推進課、地域教育支援部義務教育課)

(3) 児童生徒が教室内にいる状態での室内の総揮発性有機化合物（TVOC）濃度を測定し、その値が室内空気質の暫定目標値 $400\text{ }\mu\text{g}/\text{立法メートル}$ を超えていないか確認してください。同様の状態でのホルムアルデヒド値も測定してください。

教室が高濃度のVOCで汚染されていると、子供の学力低下を引き起こす恐れがあるため。

(回答)

教室等における揮発性有機化合物の測定対象物質については、文部科学省が告示した「学校環境衛生基準」に定められています。

今後とも、国の定める基準に従い、適切に測定を実施していきます。

(所管：都立学校教育部学校健康推進課、地域教育支援部義務教育課)

(4) 学校等で働く教職員、児童生徒及び保護者等に、香料製品の使用を自粛するよう呼びかけてください。特に、給食白衣への香りつき合成洗剤や柔軟仕上げ剤の使用自粛を徹底させてください。また、更衣室等での制汗剤の使用の自粛も呼びかけてください。

香料製品のために、現実に通学できない児童の存在を顧慮し、ホームページでも積極的に注意喚起を行ってください。

長野県安曇野市、宮城県多賀城市などでも教育委員会が保護者に対して香料自粛の呼びかけを行っています。

(5) 教職員、特に、校長、養護教諭に対して、研修会等の機会を通じて、香料製品による健康被害についての情報を周知徹底してください。

(6) 学校に香害や化学物質過敏症などで配慮が必要な児童生徒が在籍している場合は、当該児童生徒への配慮だけを強調するのではなく、いじめなどの二次的被害が生じないように注意を喚起してください。

(7) 「香料自粛のお願い」のポスターを作成し、学校の校舎内、保健室、玄関、行事案内等に掲示して関係者に啓発してください。

現在、40以上の自治体、病院、市民団体などがポスターを作成しています。

(回答：(4)から(7)まで)

香りによる健康上の問題については、今後も国などから示される医学的見地からの情報を収集するとともに、学校現場からの報告などを踏まえ、対応を研究していきます。

(所管：都立学校教育部学校健康推進課、地域教育支援部義務教育課)

(8) 室内に香料その他の化学物質が充満しないよう、普段から空気質に配慮し、日々の換気を徹底してください。また、児童生徒等にも、換気をしない場合の室内空気汚染のリスクや換気の必要性等の情報を伝えて、季節を問わず換気の励行を呼びかけてください。

(回答)

換気については、教室等における日常点検の項目の1つとして「学校環境衛生基準」に定められており、①外部から教室に入ったとき不快な刺激や臭気がないこと、②換気が適切に行われていることが基準となっています。

さらに、二酸化炭素濃度も換気の基準として定められており、定期的な検査を行っています。

(所管：都立学校教育部学校健康推進課、地域教育支援部義務教育課)